

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月1日

【会社名】 株式会社 島津製作所

【英訳名】 Shimadzu Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 中 本 晃

【本店の所在の場所】 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

【電話番号】 京都(075)823局1160番

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 西 原 克 年

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町1丁目3番地

【電話番号】 東京(03)3219局5555番

【事務連絡者氏名】 東京支社 総務部長 横 山 泰 久

【縦覧に供する場所】 株式会社島津製作所 東京支社  
(東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)  
株式会社島津製作所 関西支社  
(大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)  
株式会社島津製作所 名古屋支店  
(名古屋市中村区那古野1丁目47番1号  
名古屋国際センタービル内)  
株式会社島津製作所 神戸支店  
(神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内)  
株式会社島津製作所 横浜支店  
(横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第150回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭 総額 1,327,310,037円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線部は変更箇所)

| 変 更 前   | 変 更 後  |
|---|--|
| 第3章 株主総会  | 第3章 株主総会   |
| (招集者および議長)<br>第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。<br>2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。   | (招集者および議長)<br>第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。<br>2. 社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。   |
| 第4章 取締役および取締役会  | 第4章 取締役および取締役会   |
| (任期)<br>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  | (任期)<br>第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  |
| (役付取締役)<br>第20条 当社は、取締役会の決議により取締役会長、 <u>取締役社長</u> 各1名、 <u>取締役副社長</u> 、 <u>専務取締役</u> および <u>常務取締役</u> 各若干名を定めることができる。<br>2. <u>取締役会長</u> は、取締役会を司裁する。<br>3. <u>取締役社長</u> は、取締役会の決議にもとづいて業務を執行する。<br>4. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。<br>5. <u>取締役副社長</u> 、 <u>専務取締役</u> および <u>常務取締役</u> は、 <u>取締役社長</u> を補佐して会社の業務を執行する。 | (業務執行取締役)<br>第20条 当社は、取締役会の決議により <u>取締役の中から</u> 会長、社長各1名、副社長および <u>その他の業務執行取締役</u> を定めることができる。<br>2. 会長は、取締役会を司裁する。<br>3. 社長は、取締役会の決議にもとづいて業務を執行する。<br>4. 社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。<br>5. 副社長および <u>その他の業務執行取締役</u> は、社長を補佐して会社の業務を執行する。 |
| (代表取締役)<br>第21条 <u>取締役社長</u> は、当会社の代表取締役とする。<br>2. 前項のほか、取締役会の決議により当会社の代表取締役を定めることができる。   | (代表取締役)<br>第21条 社長は、当会社の代表取締役とする。<br>2. [現行どおり]  |

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| <p>(取締役会の招集者および議長)<br/> 第22条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役会長の選任がないとき、または、取締役会長に事故があるときは、取締役社長</u>がこれに代わり、<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会</u>のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p>[新設]</p> <p>第26条<br/> ~<br/> 第38条 [省略]</p> | <p>(取締役会の招集者および議長)<br/> 第22条 取締役会は、<u>会長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、社長</u>がこれに代わり、<u>社長に事故があるときは、取締役会</u>のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)<br/> 第26条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第27条<br/> ~ [現行の第26～38条に同じ]<br/> 第39条</p> |

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、服部重彦、中本晃、小脇一朗、鈴木悟、上田輝久、藤野寛、三浦泰夫および  
澤口実の8氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、藤井浩之氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

| 決議事項  | 賛成       | 反対      | 棄権 | 賛成比率   | 決議の結果 |
|-------|----------|---------|----|--------|-------|
| 第1号議案 | 220,940個 | 141個    | 0個 | 99.05% | 可決    |
| 第2号議案 | 220,604個 | 475個    | 2個 | 98.90% | 可決    |
| 第3号議案 |          |         |    |        |       |
| 服部 重彦 | 215,740個 | 5,331個  | 2個 | 96.77% | 可決    |
| 中本 晃  | 212,009個 | 9,062個  | 2個 | 95.04% | 可決    |
| 小脇 一郎 | 212,574個 | 8,497個  | 2個 | 95.30% | 可決    |
| 鈴木 悟  | 219,860個 | 1,211個  | 2個 | 98.56% | 可決    |
| 上田 輝久 | 219,860個 | 1,211個  | 2個 | 98.56% | 可決    |
| 藤野 寛  | 220,618個 | 453個    | 2個 | 98.90% | 可決    |
| 三浦 泰夫 | 220,616個 | 455個    | 2個 | 98.90% | 可決    |
| 澤口 実  | 220,685個 | 386個    | 2個 | 98.93% | 可決    |
| 第4号議案 |          |         |    |        |       |
| 藤井 浩之 | 209,703個 | 11,376個 | 2個 | 94.01% | 可決    |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権数の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権数の過半数の賛成です。

2. 賛成比率につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数（本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分）を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。